

遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について

1. 審議状況

アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物については、平成16年12月21日に開催された第20回遺伝子組換え食品等専門調査会（座長：早川堯夫）において、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準（平成16年3月25日、食品安全委員会決定）」の付則として、その安全性評価の考え方を検討することが決定され、その後、起草委員により作成された原案について、平成17年3月11日に開催された第23回遺伝子組換え食品等専門調査会（座長：早川堯夫）における審議の結果、『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方（案）』がとりまとめられた。

また、本考え方（案）については、幅広く国民に意見・情報を募った後に、食品安全委員会に報告することとなった。

2. 「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方（案）」についての御意見・情報の募集について

「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」（案）について、食品安全委員会ホームページ等に公開し、意見・情報を募集する。

1) 募集期間

平成17年3月24日（木）開催の食品安全委員会終了後、平成17年4月20日（水）までの4週間

2) 受付体制

電子メール(ホームページ上)、ファックス及び郵送

3) 意見・情報提供等への対応

いただいた意見・情報等をとりまとめ、遺伝子組換え食品等専門調査会の座長の指示のもと、必要に応じて専門調査会を開催し、審議結果をとりまとめ、食品安全委員会に報告する。

遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方（案）

（「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準（平成16年3月25日 食品安全委員会決定）」附則）

遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物（以下、遺伝子組換え添加物）については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準（以下、評価基準）」（平成16年3月25日 食品安全委員会決定）に基づき、食品衛生法で認められている添加物の範囲内のものにつき個別に安全性評価を行っているところである。この評価基準の中で、遺伝子組換え添加物に関しては、一般に、組換え体そのままを食する遺伝子組換え食品とは異なり、最終産物としての添加物製品の安全性評価を行うことが適切であると述べている。従って、この観点から、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性の添加物の安全性評価については、次のとおり取り扱うこととする。

アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性の添加物については、下記に示す ～ の要件をすべて満たす場合、一般に、安全性が確認されたと判断される。

製品の精製度は、例えば、指定添加物として告示されているアミノ酸、ヌクレオチド、ビタミン、単糖類と同等若しくはそれ以上の高度な精製度であること。従来の添加物に比べ、既存の非有効成分の含有量が当該添加物中で安全上問題となる程度にまで有意に増加しておらず、かつ、有害性が示唆される新たな非有効成分を含有しないこと。

なお、当該添加物の製造方法の概要（遺伝子組換え微生物の作製方法、添加物の抽出方法及び精製方法）、用途、化学構造・組成、物理的・化学的性質及び品質が明らかであることが必要である。